

「暮らしの質」向上検討会 提言（抄）

平成 27 年5月

目 次

はじめに	1
I. 総論～すべての女性が輝く社会づくりと暮らしの質の向上	2
II. 各テーマごとの検討	7
1. 空間づくり	7
2. ネットワーク	36
3. 活動しやすくなる工夫	64
III. 今後に向けて	94
IV. 参考資料	112

はじめに

本提言は、「すべての女性が輝く政策パッケージ」（平成 26 年 10 月 10 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づく「暮らしの質」向上プロジェクトの一環として、有村治子女性活躍担当大臣の下で開催された「暮らしの質」向上検討会における議論の結果を取りまとめたものである。

我が国の経済社会の活性化にとって、女性の力が不可欠であることは論を待たないであろう。職場において、家庭において、地域において、女性の活躍が今後一層進んでいくことが期待される。

では、そうした女性の力—それは、我が国の潜在力と言い換えてもよい—を一層引き出すには、何が必要であろうか。もちろん、様々な施策や取組が考えられるであろうが、もっとも基盤となるのは、日々の暮らしやすさ—暮らしの質の向上ではなかろうか。

例えば、私たちにとって最も身近な設備である「トイレ」を例にとってみても、その快適性、清潔性、安全性を向上させることで、仕事やレジャーの質を大幅に上げることが可能ではないか。また、日々の暮らしの中で、家事や育児に追われる女性に対し、支え合いのための官民の取組を進めることが、当該女性はもちろん、社会全体にとって極めて有益ではないか。

本プロジェクトでは、このような観点から、まず、暮らしの質を高めるための提案を広く国民から募集し、4,000 件を超える意見、提案をいただいた。さらに、検討会及びその下で開催された 3 つの分科会において、国民からの提案も踏まえつつ、暮らしの質の向上に資するハード、ソフト両面の工夫、その実現化を進めるための方策について検討を行った。

提言においては、総論として、まず、望ましい社会像等について記述し、各論では 3 つの分科会の検討結果・提言を盛り込んでいる。さらに、巻末には、今後の暮らしの質向上に向けた検討会各委員の考えを収録した。

女性の暮らしの質の向上、女性にとって暮らしやすい社会を作ることとは、女性だけでなく男性もそのメリットを享受することにつながり、ひいては社会全体の暮らしやすさの向上に資するものである。本提言で取り上げた事項は、そのために考えられる取組のごく一端にすぎないが、これがひとつのきっかけとなり、「暮らしの質」向上に向けた官民の取組が進捗するとすれば幸いである。

I. 総論～すべての女性が輝く社会づくりと暮らしの質の向上

(提言のポイント～)

○空間づくりについて

- ・女性が暮らしやすくなる空間へと転換する「象徴」として、トイレを中心に上げる。
- ・日々の暮らしにトイレは欠かせず、清潔性、快適性、安全性を向上させることが重要であることに加え、外交、成長戦略、防災、地方創生の観点からも重要な意味。快適なトイレを増やすための各般の取組（ジャパン・トイレ・チャレンジ）を実施すべき。

○ネットワークについて

- ・暴力や貧困、起業をはじめ「問題・課題のある女性への情報提供の在り方」及び妊娠、出産、子育て等に係る地域、職場等における「支え合い」の2つのテーマを取り上げる。
- ・問題・課題のある女性に必要な情報が届くよう、提供方法・内容の改善に取り組むとともに、支え合いを進めるための環境整備を行うため、マタニティ・ハラスメント対策や長時間労働の抑制等による国民の生活スタイルの変革等に取り組むべき。

○活動しやすくする工夫について

- ・産前産後、子育て期を中心に活動に制約のある女性、積極的に社会貢献したい女性（子育てが一段落した女性等）等、女性の置かれたシチュエーションごとに、女性を活動しやすくするために期待される「民間の創意工夫」を整理。
- ・当該創意工夫を広める施策を進め、民間の取組を強化することにより、女性が活動しやすい社会への変化を促進する。

(「すべての女性が輝く社会」と暮らしの質の向上について)

○「すべての女性が輝く社会」について、

- ・「すべての女性」は、就業の有無や年齢に関わらず、語義どおり全ての女性の意味（注：専業主婦を選択した者も含む）。
- ・輝く＝物質面等の外面的に輝いているという意味ではなく、生き生きと暮らしているという意味。換言すると、「随所に主となれば、立処皆真なり¹」という禅語の示唆するように、主体的に関わるという意味。

¹ 随所に主となれば、立処皆真なり：いづどこにあっても、如何なる場合でも、主体性をもって行動し、力の限り生きていくならば、何事においても、いついかなるところにおいても、真実を把握できるという、臨済禅師の禅語。

ととらえるならば、すべての女性が輝くためには、生き生きと暮らすことが重要である。

○また、東日本大震災という未曾有の経験をした我々日本人にとって、すべての女性が輝くということは、特別のハレの日だけ輝くということではなく、日々生き生きと暮らすという意味での輝きでありたいし、そのために心穏やかに過ごせることが大切であろう。

(議論の方向性)

○本検討会では暮らしの質を向上させるための方策について議論を重ねたが、日々の暮らしには、ハード面である空間、ソフト面である情報・支え合いといった様々な要素が影響している。こうした要素の中でどの要素に焦点を当てるかによって、暮らしの質の向上のために、今我々は何をすべきであるかは自ずと変わってくる。

○上述の各要素のうち、ハード面である空間的な要素に関しては、安全で快適な空間づくりを追及するなど比較的焦点を絞りやすい。一方、ソフト面については、どういう社会を目指すのかという視点が大切になるが、以下のような社会が望ましく感じられる。

- ・ 個々人の尊厳が尊重される社会
- ・ 誰もが参画できる社会
- ・ 子どもを生み育てやすく、子育てが楽しい社会
- ・ 家族、地域、職場などにおいて支え合う社会
- ・ 弱者を大切に作る包容力のある社会、また、やり直しのきく社会
- ・ 必要な人が生活をより良くする情報を得られる社会
- ・ 文化と生き方が継承される社会
- ・ マイクロビジネスや家業も含め、参画の機会が増大する社会

上記のような社会は、換言すれば、個々人が孤立せず、心のつながりによって支え合う社会と言えるのではないだろうか。

○また、詳しくはⅡ 3で述べるが、上述のような社会の実現には、文化・風土といった前提条件が異なる外国の制度・慣習をそのまま我が国に移植するのではなく、日本人の良いところを生かしていくことも大切であろう。日本文化の長所が再認識されることで社会が元気になるとともに、ソフトパワーとして世界に対して発信し、肯定的に評価されれば、日本文化の長所が再認識されるという好循環につながることを期待できる。Ⅱ 1及び3ではこ

うしたことも議論した。

○なお、上記を深く掘り下げるならば、家族、職場、地域、社会といかに関わるのが望ましいか、さらには自然との関わりについて構造的に理解できるかもしれないが、ここでは、議論のよすがとなり得る社会像についての大まかなイメージとして把握すれば足りる。

(女性の持つ力)

○女性には、コミュニケーション力、インサイト力・共感力、多様性を認める力、マルチタスクを並行して処理する力、清潔好き、生活実感を大切にすることといった能力や特徴が見受けられるとの見解がある。ただし、これはあくまでも傾向であって、個々人によって差があり、また男性がこうした能力や特徴を有していないということでもないし、また、女性かくあるべきということでもない点、留意が必要である。

○こうしたコミュニケーション力等の女性の持つ力が、社会で積極的に評価され、家庭を含む社会で一層生かされることにより、我が国社会が上述のような個々人が尊重される等の包容力のある持続可能な社会へと変化していくことができると考えられる。

例えば、第一分科会ではトイレを中心に取り上げるが、快適なトイレ空間への転換の取組を続けることは、コミュニケーション力や清潔好きといった力を肯定的に評価し、社会を変える原動力として根付かせるのに有効だとの思いもある。また、子育ての一段落した女性や先輩ママの経験・能力が生かされれば、我が国の社会は、生活実感に即した先輩の知恵が生かされる社会へと継続的に変わっていくと考えられる。

(国民からの提案募集)

○暮らしの質の向上を議論するに当たり、上述のような点に留意するとともに、日々の暮らしの主体である国民から提案募集を行ったが、生活実感に即した様々な御提案があり、こうした御提案を参考にすることで、より生活実感に即した議論ができたと考える。御協力いただいた国民の皆様方に改めて感謝を申し述べたい。

(議論の進め方)

○こうした暮らしの質の向上について掘り下げた検討を行うに当たり、
・身の回りをハード面（空間的な側面）、ソフト面（情報や支え合いの側面）

に分け、それぞれ第一分科会、第二分科会において、施策を中心に検討を行うとともに、

- ・ハード面、ソフト面に関わらず、持続可能な社会に継続的に変えていくために民間の創意工夫を喚起するという観点で、第三分科会において検討を行った。

○以下、各論において、それぞれの分科会における異なる角度からの提言を紹介したい。

「暮らしの質」向上検討会提言 概要

【経緯】

「すべての女性が輝く政策パッケージ」に基づき、「暮らしの質」向上プロジェクトの一環として、有村女性活躍担当大臣の下、有識者よりなる検討会を開催。

※「すべての女性が輝く政策パッケージ」（平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）抄
すべての女性が輝くためには、女性の「暮らしの質」を高めることが重要である。（中略）女性の視点からみた日々の暮らしの悩みや不便などを解決するための方策について、すべての女性が輝く社会づくり本部において、今後具体的な検討を進め、逐次、できるものから実施する。

【概要】

I 総論

- すべての女性が輝くためには、生き生きと暮らすことが重要。
- それは、特別のハレの日だけでなく、日々生き生きと暮らすという意味での輝きでありたいし、そのために心穏やかに過ごせることが大切。
- 暮らしの質の向上に影響を与えるハード面、ソフト面のどの要素に焦点を当てるかについて議論。
- コミュニケーション力等の女性の持つ力が、社会で積極的に評価され、家庭を含む社会で一層生かされることにより、我が国社会が持続可能な社会に変化していくことが可能。

II 各論 （3つの分科会で行った議論の結果を取りまとめ。）

空間づくり	ネットワーク	活動しやすくする工夫
・女性が暮らしやすくなる空間へと転換する「象徴」として、トイレを中心に取り上げる。 ・日々の暮らしにトイレは欠かせず、清潔性、快適性、安全性を向上させることが重要であることに加え、外交、成長戦略、防災、地方創生の観点からも重要な意味。快適なトイレを増やすための各般の取組（ジャパン・トイレ・チャレンジ）を実施すべき。	・暴力や貧困、起業をはじめ「問題・課題のある女性への情報提供の在り方」及び妊娠、出産、子育て等に係る地域、職場等における「支え合い」の2つのテーマを取り上げる。 ・問題・課題のある女性に必要な情報が届くよう、提供方法・内容の改善に取り組むとともに、支え合いを進めるための環境整備を行うため、マタニティ・ハラスメント対策や長時間労働の抑制等による国民の生活スタイルの変革に取り組むべき。	・産前産後、子育て期を中心に活動に制約のある女性、積極的に社会貢献したい女性（子育てが一段落した女性等）等、女性の置かれたシチュエーションごとに、女性を活動しやすくするために期待される「民間の創意工夫」を整理。 ・当該創意工夫を広める施策を進め、民間の取組を強化することにより、女性が活動しやすい社会への変化を促進する。

Ⅱ. 各テーマごとの検討

1. 空間づくり

(1) 総論

(はじめに：提言のポイント)

- 女性が暮らしやすくなる空間へと転換する「象徴」として、トイレを中心に上げる。
- 日々の暮らしにトイレは欠かせず、清潔性、快適性、安全性を向上させることが重要であることに加え、外交、成長戦略、防災、地方創生の観点からも重要な意味。快適なトイレを増やすための各般の取組（ジャパン・トイレ・チャレンジ）を実施すべき。

(女性が暮らしやすくなる空間とトイレ)

- 人間は、一日に大小便を合わせて5～7回、計10～20分間トイレを使用しているが、これは一生に換算すると、15万～20万回、通算8～11か月トイレで過ごしている計算となる。単に回数、時間の問題だけでなく、人間にとって「食」が大切であるのと同様、その出口である「排泄」は本来最も重要な行為の一つと言える。
- 仮に、普段のトイレ環境で排泄ができなくなることを想像してみれば、排泄がいかに 人間の尊厳にも関わる行為 であり、個々人の暮らしの質に強く影響を与える重大事であるか想像できると思う。排泄は全ての人が毎日行うものであるがゆえに、トイレ環境の不都合は、国内では、災害時に避難所で暮らす場合や従来男性が中心だった業界で女性が働く場合、また、途上国では野外排泄せざるを得ないような排泄環境において、強く表れる。
- いったん外出すると、個室は、トイレしかないと言っても過言ではない。また、女性は、トイレ空間（便房、洗面所、パウダールーム）で、荷物の整理、着替え、食後の歯磨き、身だしなみチェック、化粧直し、深呼吸、気分転換、メールのチェック、女性同士のコミュニケーション、乳幼児のおむつ替え、トイレトレーニング、子供の排泄の手伝いなど 実に様々なことを行っている。このため、トイレ空間の在り方

は、女性の暮らしの質に大いに影響を与えていると言える。

○このため、女性が暮らしやすい空間へと転換する象徴として、トイレを中心に取り上げ、その現状を通観した上で、施策の方向性、個別施策を検討したい。

(快適なトイレ空間が重要)

○上述のように、トイレ空間の快適さは女性の暮らしの質の向上にとって重要である。それでは、この快適さについてももう少し掘り下げてみると、人々はどのような快適さを望んでいるのだろうか。

○内閣官房すべての女性の輝く社会づくり推進室が平成 26 年 11 月中旬～12 月中旬にかけて行った暮らしの質の向上に係る国民からの提案募集においても、トイレ空間の広義の快適さに関し、特に、行列の解消、広さ、明るさ、お年寄りの使いやすさ、子連れでの使いやすさといった狭義の「快適性」、床の綺麗さや除菌・消臭、災害時の衛生状態の向上といった「清潔性」、防犯ブザーの設置などの「安全性」に係る様々な具体的な御提案をいただいた。したがって、以下、広義の「快適さ」の内容は、快適性、清潔性、安全性として論を進めたい。

○現在、商業施設では女性の集客力の向上の効果に着目して、パウダールームや個別の便房、防犯ブザーなど、トータルでトイレ空間を快適、清潔、安全な空間に改修する動きが見られる。こうしたことから、社会が成熟した我が国では、トイレ空間の快適さという付加価値に関心が移ってきている と言うことができよう。我が国社会は心の豊かさも重視するようシフトすることが重要であると考えられ、トイレ空間についても心の豊かさをもたらすような空間へとシフトしていくことが求められる。

<快適・清潔・安全なトイレ空間（新東名高速道路清水PA）>



（出典）第1分科会（第2回）資料3 小林純子氏提出資料

○また、快適なトイレ空間を取り上げることによって、以下に述べるように、防災、国際貢献、経済成長、地方創生といった、我が国として重要な様々な課題について、生活実感のあるメッセージを発信することができるであろう。

(トイレ空間の概観)

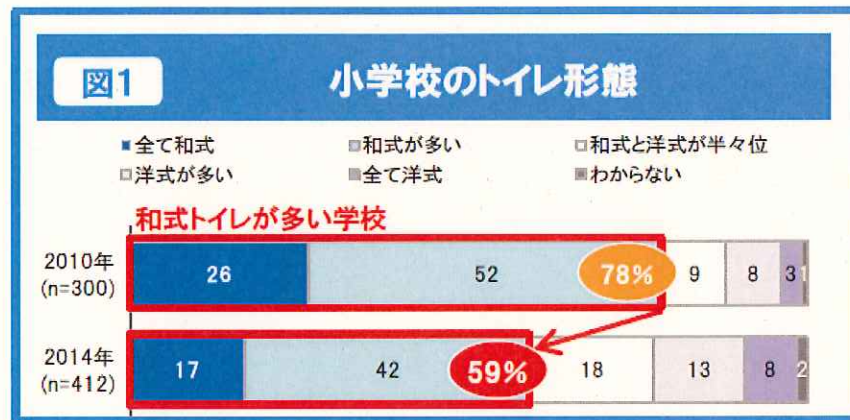
○商業施設等のトイレ空間については、上述のとおり、集客力の向上につながることもあり、快適なものへとシフトする改修の動きが見受けられるが、一方で、こうした インセンティブの働きにくい公共トイレ については、改修がなかなか進まず、総じていえば、快適とは言い難い状況 となっている。

○例えば、学校のトイレについては、校舎の老朽化等で 6 K（暗い、こわい、くさい、汚い、窮屈、壊れている）と言われ、トイレを使いたくない子供たちが多い。また、排泄を恥ずかしいものとする認識も相まって 暗く汚いトイレはいじめの温床になるとの指摘 もある。排泄が人間生活にとって不可欠なものである以上、学校のトイレに求められるのは、上記のようなネガティブなイメージを払拭し、トイレ空間を学校内の豊かな生活の一部にすることであり、健康で衛生的な生活を支える空間へと変えていくことであると考えられる。

○しかしながら、洋式便器よりも和式便器²が多い学校は約6割に上ると いうデータに象徴されるように、学校のトイレの改修は進んでい
るとは言い難い。

²洋式便器及び和式便器の呼称について：混乱を避けるため、本提言では一般的に用いられている呼称に従うが、この呼称は、和式便器が我が国本来の便器であるという誤解を与えかねないため、呼称を改めた方がよいとの意見もある。その場合、例えば、「洋式便器」は「Toilet with seat」、「和式便器」は「Toilet with no seat」といった呼称が考えられる。

<小学校のトイレ形態>



(調査概要)

○調査対象：全国の小学生及びその母親 計 412 サンプル

○調査方法：インターネット調査

○実施時期：平成 26 年 7 月

(出典) 小学生のトイレ実態調査 2014(平成 26 年 7 月小林製薬)

○学校のトイレの改修は、子どもにとって重要な課題である。こうした中、例えば、トイレ空間を少しでも明るくするなど改修の動きが生じているのは好感でき、今後、いじめの防止効果や後述の災害時の生活環境の改善などの効果がより広く認識され、改修の流れが加速することが望まれる。

<学校のトイレの改修例（白山市立松南小学校）>



(出典) 学校トイレの挑戦！2013（学校のトイレ研究会研究誌）

○また、多くの人にとって 公衆トイレや公園トイレのイメージは、汚い、危険といったものではないだろうか。

○現在、こうしたイメージを払拭すべく、公衆トイレの快適さを向上させるという動きが生じている。例えば、群馬県においては、NPOぐんまと連携して、公共施設、道の駅、登山口、駅等のトイレを観光振興の一翼を担うホスピタリティ（おもてなし）として位置づけ、2003年度からビジタートイレの認証制度を導入し、清潔、安心安全、見つけやすさ、使いやすさに分類される約25の認証基準に照らして2013年度までに184か所のトイレを認証している。認証されたトイレについては、2年更新、継続的チェック、認証の補助要件化等の工夫を行い、清掃精度の向上等の効果を上げている。

○また、東京都の千代田区が公衆トイレの適正化のため、2003年に調査したところ、一日の利用者は区内の34か所の公衆トイレで男性4,670人に対し、女性149人で女性の利用者は3%に過ぎず、9か所で女性利用者は0人であった。同区では、この結果に基づき、公衆トイレの廃止、改修、建替えを行い、中でも新設した秋葉原の有料トイレ（利用料金：100円／回）では、一日の利用者数は約250名、うち女性利用者が約40名となり、清潔さ、明るさ、広さ、設備、機能、デザインについて、大変良い又は良いと答えた者が85%以上にのぼるなど、利用者から評価されている。

○公園トイレについても、安全性を優先して、外壁を格子状にし、外から動きが分かり、かつ外光を採り入れることができるように工夫するなどの試みもなされている。また、快適性の観点では、外光を含めた自然とのつながりという視点から、トイレに花を一輪飾るだけでも快適さが向上すると考えられる。

<東雲の公衆トイレ>



(出典) 第1分科会(第2回)資料3 小林純子氏提出資料

<自然を取り入れた公共トイレ(道の駅おおとう桜街道)>

※便器の前に、ほうき目の砂利床の庭園が配されている。

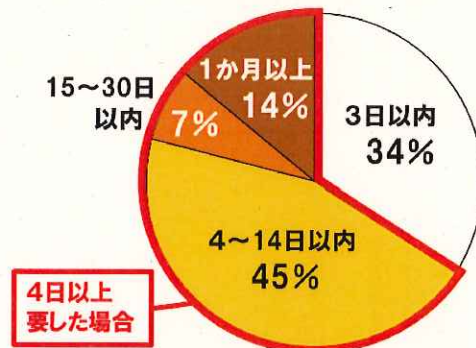


(出典) 建築専門家のための情報サイト「COM-ET」ホームページ

(防災の観点)

○トイレ空間の快適さが著しく損なわれる可能性が高いのは、特に被災時である。発災から6時間以内に7割弱の者がトイレに行きたくなくなるというデータもあり、水の使用を制限せざるを得ない状況下で災害に対応したトイレが不足していると、短時間でトイレ環境が悪化することから、トイレをなるべく使わないよう、飲食を控え、健康被害へとつながることすらある問題である。また、排泄物の処理が適切になされないとトイレ空間が不衛生となり、感染症が拡大するリスクも増大する。

<仮設トイレが被災自治体の避難所に行き渡るまでの日数>



(調査概要)

実施：名古屋大学エコトピア
科学研究所

協力：日本トイレ研究所

回答：29 自治体

(出典) 第1分科会(第3回) 資料3 日本トイレ研究所提出資料
(一部加工)

<震災当日の避難所のトイレ>



1995.1.17

阪神・淡路大震災



東日本大震災

2011.3.11



(出典) 第1分科会(第3回) 資料3 日本トイレ研究所提出資料

○また、災害時に防災拠点となる公共施設のうち約6割が文教施設で占められている。学校が避難所となった場合、高齢者等にとって和式便器は負担が大きい、節水に対応できていない等、学校のトイレは、被災時まで考えた場合、大きな課題を抱えている。

(国際貢献の観点)

○目を海外に転じると、2012 年には衛生的なトイレが使えない人口は約 25 億人、日常的に野外排泄する人口は約 10 億人にのぼるとも言われており、これらの地域における排泄環境は快適さとは程遠い状況にある。

○例えば、日常的に野外排泄を行う環境では、生活用水などを通じて 感染症が広がる可能性が高く、人々が生命の危険に晒されている。また、学校に女子トイレのない環境では、女子が安心して就学することは困難であり、女性は十分な教育を受けられないまま、その地位が低く据え置かれることとなる。さらに、野外排泄の環境や、屋外のトイレを使わざるを得ない環境では、夜間の使用も多く 女性が性暴力や人さらいの危険に晒される ことも多い。途上国における排泄環境の未整備は、上述のような 衛生、教育、性暴力といった様々な問題の温床となる。

○水洗トイレを設置するには、一般的には上下水道インフラを整備する必要があるが、我が国の企業が開発・保有する無水型・循環型のトイレの技術によって、上下水道のインフラ整備なくトイレ環境を整備することが可能であり、最終的に排泄物を肥料として使用する循環型であれば、農業生産も上げることが可能となる。こうした技術を活用することによってインフラ未整備の地域で暮らす人々の 生活の向上に直接寄与することが可能である。また、途上国の人々の安心・安全といった生活の向上や女性の地位向上に真面目に取り組む日本というソフトなイメージを世界に発信することができるであろう。

○実際、アフリカの上下水道インフラの未整備地域において循環型無水トイレを導入し、同時に鏡を設置するなど快適なトイレ空間を設けたところ、トイレ空間で女性が身だしなみを整えたり、明るいコミュニケーションの場となるなど、女性の生活に大きな変化が生じたという報告もある。なお、同地域ではそれまで「Flying Toilet」と言い、ビニール袋に排泄物を入れ、排泄物の山に投げ上げるという不衛生な排泄環境にあり、排泄に関わる空間に女性が集まるという現象は想像し難い状況にあったと言う。このことから学ぶべきことは、排泄環境一つで、人々の暮らしは大きく変わりうるということであろう。

<Flying Toilet>



(出典) JICA資料

(成長戦略・経済成長の観点)

○また、国内の快適なトイレ空間づくりが進むことにより、更に経済成長の好循環を生むことも可能となると考えられる。

○すなわち、2020年の東京オリンピック・パラリンピックは、訪日外国人の増加が見込まれるが、この機会に、日本の「おもてなし文化」を凝縮・具現化した温水洗浄便座、擬音装置、節水型便器を実際に使用してもらうことにより、こうした日本製品の世界市場におけるシェアを一層拡大することが期待できる。また、こうした高機能製品に裏打ちされた快適なトイレ空間は、「おもてなし文化」という 我が国のソフトパワーを発信する良い媒体としても機能する であろう。

○実際、ある国際イベントで、ウッド調、温水洗浄便座、擬音装置付の仮設トイレを設置したところ、利用者が快適さに驚いてツイートするほど好評だったという報告もある。

<ウッド調、温水洗浄便座、擬音装置付の仮設トイレ>



(出典) 日本カルミック株式会社資料

○また、2020 年に向けて観光客が訪れる様々な場所で快適なトイレ空間への改修が進めば、快適なトイレ空間が心の豊かさにもたらす好影響への認知が広まり、改修の機運が醸成され、国内市場でも好循環を生むと考えられる。

(地方創生)

○さらに、快適なトイレ空間には集客力がある ことにかんがみれば、地方自治体において、公衆トイレの新設・改修、清掃活動の充実は、観光客の誘致や移住の促進に資することが期待できる。

○観光地の印象は、使用したトイレに左右される面もある。快適なトイレ空間は、旅の思い出をより一層良いものへと定着させてリピーターを増やすことに寄与する一方、トイレは全ての人が必要使用するものであるため、暗く汚いトイレはせっかくの旅の思い出を汚してしまいかねない。

○既に先進的な自治体においては、快適なトイレ環境を目指して、認証制度導入や新設・改修、清掃活動の強化といった様々な取組が始まっており、こうした取組が一層確かなものとして定着することが望まれる。

<見附市道の駅 パティオ新潟>



(出典) 第1分科会(第2回) 資料3 小林純子氏提出資料

(2) 取組

上記を踏まえ、今後、(1)のような方向で(2)の取組(ジャパン・トイレ・チャレンジ)を進めていくこととしてはどうか。

①取組の方向性

○日々の暮らしの質の向上するため、快適なトイレ空間が必要であること、設置・管理者も多岐にわたることにかんがみ、快適なトイレ空間の実現に向けた基本的な考え方を定めるとともに、訪日外国人が増加する2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、改修・整備、また、各主体の機運醸成等の施策を行う。

○国際貢献の観点から、基礎的な衛生施設が未整備の途上国に対し、その整備のための支援を行う。その際、各国の実情に応じ、下水道インフラの整備や、下水道インフラが未整備でも使用可能なトイレの普及といった支援を行うことが期待される。

○トイレに関する諸般の取組を経済成長へとつなげ、持続的な取組を促す観点から、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、高機能を有する日本の温水洗浄便座を正當に評価できる国際規格を作成し、訪日外国人向けPRやクールジャパンに関する取組を進める。

○災害発生時でもトイレを使用できることが被災地の衛生対策や被災者の心理ストレス軽減に強い影響を与えることにかんがみ、避難所として使用される学校や公園のトイレの改修・防災対応を進めるとともに、災害時のトイレのモデルケースを提示する。

○上記に加え、子連れの女性が移動しやすくする観点から、おむつ替えスペースなどのユニバーサルデザインに対応した施設・設備の普及、ベビーカーマークの普及に取り組んでいく。

②取組（ジャパン・トイレ・チャレンジ）

i) 快適性・清潔性・安全性についての施策

ア) 表彰・事例集の作成、トイレ情報の提供

- 表彰や事例集の作成を通じ、トイレ空間やトイレに関する取組の好事例を広く発信し、トイレの質の向上に向けた機運を醸成する。
- ICTを活用した「トイレなび」（コメント付きのトイレマップ）を作成する。

イ) トイレに関する「基本的な考え方」の提示

- 施設管理者において、「基本的な考え方」を踏まえた対応を行う。
- 関係省庁において、「基本的な考え方」を踏まえ、自ら基準等を見直し、又は関係団体等に見直しを要請する。

<基本的な考え方>

- (1) トイレは男女別に設けることとし、男性用と女性用の便器の数は、通常女性の方が長い時間を必要とされる事実や、男女別の利用者数等を考慮し、利用実態を適切に反映すること。特に混雑が予想されるトイレ施設においては、できる限り待ち時間の男女均等化が図られるよう努めること。
- (2) 明るさを確保し、安全面に配慮すること。時間帯により利用者が少ない状況を生ずる公園など、特に安全面に配慮が必要なトイレ施設については、照明や見通しの確保等、安全を確保するために必要な措置を取るよう努めること。
- (3) 通気性を確保し、清潔を保つよう努めること。
- (4) 落書きの防止や消去に努めること。
- (5) 使用方法、マナー等のソフト面についての利用者の理解が進むよう、周知に努めること。

ウ) 学校や公園等のトイレ

- 快適なトイレ空間を確保するとともに、災害発生時に備えるため、改修資金を工夫しつつ、トイレの改修を進める。
- 学校のトイレは、学校全体の老朽化対策の一環として、改修に対する補助も含め対策を推進する。
- 公衆トイレの新設・改修に当たっては、観光資源となりうること

から、必要に応じ、著名なデザイナーの活用など話題性・集客力の向上も考慮する。

エ) 公衆トイレの安全性の向上

○設置管理者（自治体）において、防犯カメラや防犯ベルの設置、警備業との提携、自主防犯ボランティア等の協力による巡回等を推進し、公衆トイレの防犯性を向上する。その際、警察や防犯設備の専門家等と連携するよう努める。

○公衆トイレについて、犯罪発生等のおそれが認められる場合には、必要に応じ、警察官がパトロールの際に立寄り等を行う。

オ) トイレにおける広告掲出

○トイレの維持管理費、改修費確保のため、トイレにおける広告の掲出について検討する。その際、都道府県の屋外広告物規制に留意し、必要に応じ当該規制の見直しに向けた動きを促進する。

○男性が入らない空間である女性用トイレを配偶者暴力の相談窓口の情報を掲出するスペースとして活用する。

カ) 女性の職域拡大

○男性が中心だった業界の女性用トイレ拡充等の好事例を発信し、機運を醸成する。

○職場での女性用トイレの設置数に係る労働安全衛生法に基づく衛生基準について、労働基準監督署による指導を強化する。

ii) 国際貢献

ア) ODAを活用した途上国支援等

○ODAを活用し、インフラ未整備地域でも使用可能なトイレの普及など、途上国の排泄環境の向上に配慮した支援を行う。

○海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府や国際機関等の支援要請及び被災国の慣習等を踏まえつつ、簡易トイレ・携帯トイレその他のトイレを含む様々な緊急人道ニーズに対応する。

イ) WAW! 2015

○WAW! 2015において、海外発信や国際貢献の課題を中心にトイレを取り上げる。

iii) 成長戦略・経済成長

ア) 国際規格の開発

- 温水洗浄便座の国際規格を作成し、平成 30 年の規格発行を目指す。
- 日本の高い節水技術に基づいた ASEAN 諸国への認証制度支援を通じて、節水トイレの普及基盤を構築する。

イ) 訪日外国人向け魅力発信

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、「おもてなし」の観点から訪日外国人向けに日本の高機能トイレの使い方やピクトグラムの解説を行い、日本の高機能トイレの快適さ・清潔さを体感してもらうことで、魅力ある日本のトイレの発信とその普及・拡大に繋げていく。
- 国内の国際空港に日本の高機能トイレを整備し、訪日した外国人に世界最先端のトイレを体験してもらうことにより、その魅力を発信する。
- 外国人向け動画等により、日本のトイレの良さを発信する。

ウ) クールジャパン

- 「ジャパン・ハウス」(海外主要都市における日本の広報文化外交拠点)において、日本の高機能トイレを紹介するよう所要の措置を講ずる。
- クールジャパン機構の支援によるジャパンモールにおける日本の高機能トイレの導入の検討を促進する。
- 海外の見本市における日本の高機能トイレの出展を支援する。

iv) 防災

ア) 避難所のトイレの改善

- 特に、避難所に指定されることが多い学校施設については、各教育委員会に対し、避難所に指定された学校について、防災担当部局と連携しつつ、災害時のトイレの確保を盛り込んだ「施設利用計画」を策定するよう促す。その際、女性や高齢者、障害者等にも配慮した内容とするよう留意する。

(上記のほか「②ウ」再掲)

イ) 避難所のトイレのモデルケースの提示

- 別紙を踏まえ、避難所における災害時のトイレの適切なモデルケースを提示することとし、関係者による検討会を設置してその具体的な内容等について検討を行う。

v) 地方創生

ア) 地方の公共トイレ改善に向けた好事例の発信

- 公共トイレの改善に向けた好事例を発信し、地域間格差の改善に向けた機運を醸成する。

(上記のほか「②ウ3つ目の○」再掲)

イ) 広告収入を活用した地方の公共トイレの維持管理の強化

(「②オ1つ目の○」再掲)

vi) ユニバーサルデザイン化の推進

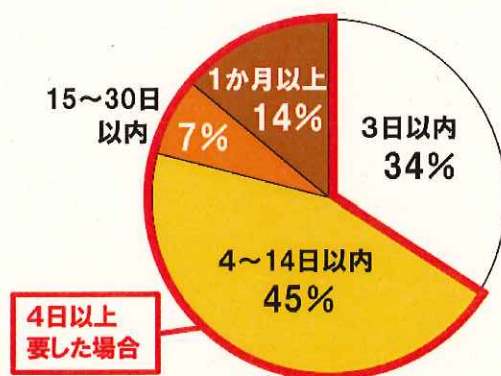
- 関係者による協議会の設置等により、男性も利用可能な授乳室・おむつ替えスペースの普及に向けた方策、ベビーカーマークの普及に向けた方策、妊産婦による障害者用駐車場の利用の在り方等について検討を行う。
- 観光資源である国民公園・国立公園内のトイレ等について、高齢者、障がい者、ベビーカー利用者も含むあらゆる利用者の利便性、快適性の向上を図るために有識者の助言を受け、検討を行う。

災害用トイレについて

(1) 災害時のトイレの状況

○災害時には、仮設トイレがすぐに避難所に届くとは限らず、避難者数に比してトイレの個数が不足することがありうる。

<仮設トイレが被災自治体の避難所に行き渡るまでの日数>



(調査概要)

- 実施：名古屋大学エコトピア科学研究所
- 協力：日本トイレ研究所
- 回答：29 自治体

(出典) 第1分科会(第3回)資料3 日本トイレ研究所提出資料(一部加工)

○その場合、発災から数日後までにトイレ空間が、排泄物の山になるなど、著しく汚れることとなる。

<震災当日の避難所のトイレ>



1995.1.17

阪神・淡路大震災

東日本大震災

2011.3.11



(出典) 第1分科会(第3回)資料3 日本トイレ研究所提出資料

○排泄環境がこのような状況では、避難者がトイレ使用を嫌がり、なるべく排泄物を出さぬように飲食を控えてしまい、脱水症状やエコノミークラス症候群などの健康障害になるおそれがある。

また、排泄物を処理できないまま放置することで、衛生環境が悪化し、感染症が拡大するおそれもある。飲食を控え体力が低下することで感染症拡大の危険性は増加することにも留意が必要である。

○また、足腰の弱い高齢者や車いす使用の身体障害者にとっては、和式便器の使用が極度に困難である。高齢者にとって和式便器しかない排泄環境は、飲食を極度に控え、それによって抵抗力の低下をもたらし、そうした中での衛生環境の悪化は生命に関わる問題となりうる。

○だれもが利用できるトイレの有無は、非常に重要な問題といえることができる。

(2) 災害時のトイレについて考慮すべき事項

我が国は、高い技術力や清潔好きな国民性により、快適なトイレ空間をつくるポテンシャルが高い。一方で、特段の措置を施さなければ、災害時には、上記1に見たように、そのトイレ空間が、健康状態の悪化や感染症拡大の温床となりうる事態に陥ってしまう。このため、以下のような取組により、災害時のトイレ環境の改善を目指すべき。

取組のポイント

- 災害時のトイレの望ましい姿は、排泄物の発生量 $\leq$ 処理能力
- 高齢者、障害者、女性への配慮により、健常者、男性にとっても望ましい排泄環境になる
- 発災からの経過にしたがって望ましい災害用トイレの組合せは変わるが、携帯トイレは初期対応として様々な状況に対応でき、汎用性が高い
- 備蓄等の準備に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、下水道及び汲み取り体制が機能せず、仮設トイレ到着までの最悪の状況を想定して準備をすることが望ましい。

①トイレ数（目安）

過去の災害時におけるトイレの個数は、以下のような状況であり、今後、以下の点にも留意しつつ、適正な個数の目安を検討する必要がある。

- ・発災直後から必要であることから一定個数を確保し、その後のニーズに応じて増やす。
- ・高齢者や車いす使用者にとっては、和式便器の使用は極度に困難であるため、必ず洋式便器を含む必要がある。
- ・トイレは男性用、女性用を区別し、女性用トイレを多く設置する（使用する時間を考慮）とともに、建物内のトイレを優先して使用させるなどの工夫が必要である（この点については女性や子どもの防犯面からも重要である。）。

過去の震災における仮設トイレの数

	仮設トイレの数	状況等
北海道南西沖地震	約 20 人に 1 基	混乱なし
阪神・淡路大震災	約 75 人に 1 基	左記の数量が配備された段階で苦情が殆どなくなる。
雲仙普賢岳噴火災害	約 120 人～140 人に 1 基	不足気味

（出典：「震災時のトイレ対策」（1997（財）日本消防設備安全センター））

国連等によるトイレの個数

	トイレの個数
UNHCR (国連難民高等弁務官事務所) が示す緊急事態における数量の目安	状況により対応を選択 第1案 1世帯1個 第2案 20人当たり1個 第3案 100人当たり1個室又は1排泄区域
スフィア・プロジェクトにおける最低限のトイレの数*	一次避難所における最低トイレ数 ・50人に1個 ・女性用対男性の割合は、3:1

*出典:スフィア・プロジェクト「人道憲章と人道対応に関する最低基準(2011年版)」

なお、トイレの個数はあくまでも目安であり、待ち時間がないように留意しつつ、一日の処理・貯留能力が避難者数に見合ったものとなればよい。

②災害時のトイレの種類

i) 既設トイレ

平時に使用している既設トイレが使用できれば、トイレの個数を確保しやすくなるとともに、個室の確保の観点からも望ましい。このため、個々の既設トイレの使用の可否を判断したり(注)、避難所の運営に女性が参画するとともに、清掃その他の維持管理を行う避難所トイレの管理者を決め、防災に関するトイレの計画を立て、関係者で共有しておく必要がある。

また、高齢者や車いす使用者にとっては、和式便器の使用は極度に困難であるので、既設トイレの洋式便器化を進めること、また、災害時の水使用の観点から節水型に置き換えていくことが望ましい。特に、避難所となる学校の体育館を中心に、その新設や大改修の際には洋式便器の設置を基本とする。また、既設トイレについても、計画的に洋式便器に置き替えていくことが求められる。

(注) 給排水や污水处理施設、電気の使用の可否、天井や壁の破損状況を確認し、使用可否を判断する。(なお、学校の場合、プールには25m×12mで約35万ℓの水があり、給水不可の状況でも、プールの水が使用できることに留意。また、高置水槽等の水が使用できる場合もある。)

ii) 災害用トイレの種類と特徴

携帯トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等、災害時に既設トイレ以外で使用することを目的とするトイレを、以下災害用トイレと称すること

としたい。災害用トイレには、以下のように様々な種類がある。

<マンホールトイレ>



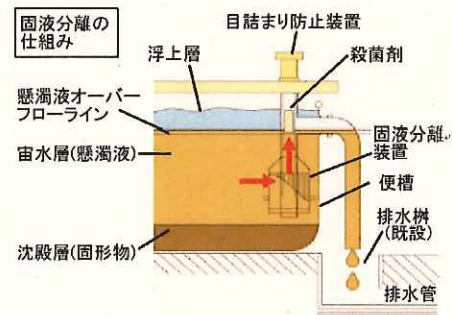
<組立トイレ>



<仮設トイレ>



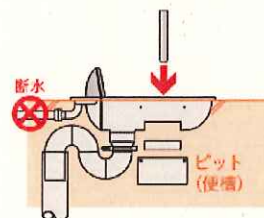
<組立トイレ(固液分離方式)>



<車載トイレ>



<既設トイレ(便槽貯留型)>





〔出典：兵庫県 避難所等におけるトイレ対策検討会(2014)「避難所等におけるトイレ対策の手引き」
及び 日本トイレ研究所「東日本大震災 3.11 のトイレ ―現場の声から学ぶ―」〕

(ア) 災害用トイレの処理方法による分類

上記のように、災害用トイレには多様な種類がある。

一方、大勢の避難者が生活する避難所では、日々大量の排泄物が発生するが、便器周辺のトイレ空間が著しく汚れ、衛生環境が悪化する主たる原因は、排泄物の発生量が処理能力を超えることにある。

避難所での望ましいトイレの姿⇒ 排泄物の発生量 ≤ 処理能力

しかしながら、排泄物の発生量を抑制すると上記1に述べたとおり、排泄物を出さぬよう飲食を控えることによる健康障害が懸念される。したがって、処理方法による処理能力は、災害用トイレを選択するに当たって極めて重要であり、以下、処理方法の種類について概観する。

表1 災害用トイレの処理方法とその特徴

処理方法の種類	特徴	トイレの種類
A 下水道	・下水道が使用でき、水を確保できる時に使用可。	・マンホールトイレ（全種） ・既設水洗トイレ

	・処理能力は大きい。	
B 汲み取り	・原則、水不要。 ・処理能力は汲み取り体制が機能するか否かに左右される。(注1)	・既設トイレ(便槽貯留) ・組立トイレ、仮設トイレ(便槽型)※簡易水洗の場合は水が必要 ・自己処理型トイレ※初期水が必要なタイプがある
C 保管・回収	・基本的に水不要。 ・別途、排泄物を含む廃棄物の保管場所の確保が必要(注2) ・処理能力は、携帯トイレ等の個数及び保管・回収能力に左右される。	・携帯トイレ ・簡易トイレ ・自己処理型トイレ

(注1) 1人1回約200~300ml、1日5回の排泄が平均的であり、100人の場合、1週間の排泄量は約700~1050L。

(注2) 1人1日約5回の排泄として、100人で1週間に約3,500回行われることに留意。携帯トイレの場合、1袋/2~3回で使用したり、水分である尿のみ別処理(注3)すれば、発生する廃棄物量を抑えることができる。

(注3) 組立トイレの中には、排泄物を滅菌した後、固(糞便)と液体(し尿)を分離して液体のみを排出する「固液分離方式」のものがある。

(イ) 災害用トイレの上屋(便房)、便器、処理方法による分類

災害用トイレには様々なタイプ、中には上屋(便房)だけのものもあり、これらを同列に論ずると混乱が生じうる。このため、一般に「トイレ」と呼称するものを上屋(便房)、便器及び処理部分(処理方法)に分けて、災害用トイレを整理すると以下のとおりである。

実際のトイレ使用を考えれば、「上屋(便房)」は個々のトイレ空間を個室化するために必要であり、「便器」は高齢者等の災害弱者を考慮すると洋式便座が望ましい。また、「処理方法」については、上記(ア)で整理したとおりであり、3種類のうちのいずれのタイプのトイレを選択するかは処理能力や清潔性に大きな影響を与える。

なお、以下の(4)で述べるように、携帯トイレは、下水道が使えない、汲み取り体制が確保できないといった状況にも対応でき、汎用性が高い。

表2 災害用トイレの上屋（便房）、便器、処理方法による分類

災害用トイレ の種類	上屋 (便房)	便器	処理 方法	処理 能力	調達 費用	備考
マンホールトイレ						
本管直結型	—	—	A	—(下水道本管 に流下)		下水道本管に直結。トイレ用水を確保する必要がない。
流下型	—	—	A			下水道本管に接続する排水管に直結。
貯留型	—	—	A			下水道本管に接続する排水管に直結。貯留弁等を設け、排水管を貯留槽とする。
	—	—	B	—		下水道本管に接続していない便槽。満杯になり次第、汲み取り処理。(満杯までの容量は、便槽容量により異なる。)
組立トイレ						
通常の便槽型	○	○	B	50~100 回/日	約 25 万 円/個	便槽の高さの分、段差があり、車いす使用者や高齢者の使用に支障が生じることに留意。
固液分離方式 の便槽型	○	○	B		約 20 万 円/個	便槽の水だけの排出が可能。排泄物の大半は水分であるため、満杯までの回数は約 8000 回と飛躍的に増加。
仮設トイレ (便槽型)	○	○	B	100 回 以上/日	約 30 万 円/個	同上
既設トイレ (便槽貯留型)	○	○	B	—		平時は水洗トイレとして使用。災害時、地下の便槽との間の蓋を空けて汲み取り型として使用。
車載トイレ	○	○	B	—		満杯（900 回程度）になり次第、くみ取り処理。
携帯トイレ	—	—	C	—（個 数、保 管・回 収能 力に よる）	約 2 万 円/100 回セ ット	便袋をトイレとして使用し、吸水シートや凝固剤で水分を安定化。個室さえあれば使用でき、汎用性が高い。
簡易トイレ						
ラッピング式	—	○	C	50 回/日	約 20 万 円/個	排泄の度に排泄物をラッピングする。電気が必要。
コンポスト式 (堆肥化)	—	○	C	おがく ずで 8 ~25 回 /日	(ラッ ピング の場合)	排泄物をバイオで分解する。電気が必要。
乾燥・焼却式	—	○	C	16 ~ 48 回/日		電気炉で排泄物を焼却する。

自己処理型トイレ						
コンポスト式	○	○	C	おがく ずで 8 ～25 回 ／日	約 300 万円～ ／基(工 事費・オ ブショ ン別途)	排泄物をバイオで分解する。電気が必要。
水循環式	○	○	C	100 回 ／日		トイレの洗浄水を分解・消臭し、循環使用が可能。

組立トイレ	○	△	—	—		折り畳み式で搬送・保管が容易。上屋のみのタイプもある。
仮設トイレ	○	○	—	—		設置には車両が必要。
組立便器 (和式⇒洋式化)	—	○	—	—		学校に多い和式便器を洋式便器として使用できる。

(兵庫県 避難所等におけるトイレ対策検討会 (2014)「避難所等におけるトイレ対策の手引き」を参考に作成。)

(注1) 処理方法：処理方法の欄のA～Cについて：「A」は下水道、「B」は汲み取り、「C」は保管・回収による処理のこと。

(注2) 処理能力：一般的な条件を記載しているが、製品ごとに利用できる条件が異なる場合があるので確認が必要。

(注3) 調達費用：目安を示しているが、製品ごとに価格が異なるため確認が必要。

③女性、高齢者、障害者への配慮

災害トイレの量については上述のとおりであるが、トイレ空間の質についても重要である。

災害用トイレには屋外に設置する場合に風によって転倒する危険性があるものもある。また、上屋の材質がナイフ等で簡単に破損することができるような材質(布等)である場合、安全性を確保できない可能性がある。また、和式便器は、足腰の弱い高齢者や車いす使用の身体障害者にとって、その使用が極度に困難になる。さらには、列に並ぶ際のパーテーション等の目隠しがないと、並びづらい女性も多い。

こうした点を踏まえ、以下のような配慮を行うのが望ましい。

○女性への配慮：

- ・避難所の運営に女性が参画する。女性に必要な物資や衛生、プライバシー等に関する意見を反映させるようにする。
- ・トイレは男性用、女性用の区別を設け、予め女性用トイレを多く設置する(使用に要する時間を考慮。)

- ・安全面に配慮し、暗がりにならないような場所に設置（夜間使用のため、入口に照明）するとともに、屋外の場合、布製ではなく、比較的堅牢な上屋を設ける。施錠を設ける。
- ・行列に並びづらい女性が多いことに配慮し、行列の目隠しをする（注）。
- ・女性用トイレには生理用品を常備する。
- ・着替えスペースを設ける。
- ・鏡や荷物を置くための棚、フックを設ける。
- ・子どもと一緒に入られるトイレを設ける。
- ・おむつ替えスペースを設ける。

○高齢者、障害者への配慮：

- ・高齢者や障害者の意見をできる限り反映できるようにする。
- ・洋式便器を使用できるようにする。
- ・トイレを待つための休憩場所を設ける。
- ・手すりを設ける。
- ・段差のないアプローチとし、使い勝手の良い場所に設ける。
- ・過度に寒く（暑く）ならないようにする。
- ・人工肛門・人工膀胱保有者のための装具交換スペースを設ける。

（注）行列の目隠し：

各トイレの入り口をパーテーション等の壁を設け、列に並んでいるところが見えないようにすること。例えば、右の写真のように、平時は駐輪場、災害時にはマンホールトイレとして使用できる駐輪場一体型の組立トイレがあるが、各個室の前にパーテーションを設けるためのスペースがある。



④災害用トイレの組合せモデル

どのような組合せでトイレを使用するかは発災後の下水道、汲み取り体制等の状況に応じて適宜判断する必要があり、例えば、以下のようなケースの場合、それぞれに記載するトイレの使用が考えられる。携帯トイレは、様々な状況に対応でき、汎用性が高い（ただし、保管・回収について留意が必要。）。

以下は、あくまでもモデルケースであり、各自治体において、地域の実情を踏まえつつ、ケース4に掲げるような、下水道及び汲み取り体制が機能せず、かつ仮設トイレの到着までの最悪の状況に対応しうるよう、準備することが望ましい。

<ケース1：水が確保でき、下水道が機能する>

A 既設トイレ

（既設トイレで不足が生じる場合は、以下の災害用トイレが必要。）

- ・ C 携帯トイレ、簡易トイレ
- ・ A マンホールトイレ（全種）
- ・ B 組立トイレ（便槽型）

<ケース2：発災直後（水道×）>

C 携帯トイレ、簡易トイレ

A マンホールトイレ（全種）

<ケース3：汲み取り体制は機能する（水道× 下水道× 汲み取り○）>

C 携帯トイレ、簡易トイレ

B 組立トイレ（便槽型）、仮設トイレ（注2）（便槽型）、マンホールトイレ（貯留型）、既設トイレ（便槽貯留型）

<ケース4：汲み取り体制も機能しない（水道× 下水道× 汲み取り×）>

C 携帯トイレ、簡易トイレ

B 組立トイレ（便槽型）（注2）、仮設トイレ（注3）（便槽型）、マンホールトイレ（貯留型）、既設トイレ（便槽貯留型）、車載トイレ（ただし、いずれも便槽の限界まで）

B／C 自己処理型トイレ

（注1） 上記A～Cについて：処理方法による分類の付記（「A」は下水道、「B」は汲み取り、「C」は保管・回収のこと）

（注2） 組立トイレ（便槽型）のうち「固液分離方式」だと便槽の限界までの回数は飛躍的に増加する。

（注3） 仮設トイレは到着までに日数がかかることに留意する必要。

(参考) 時間経過にともなう災害用トイレの組合せのモデル例

災害用トイレの種類	発災 ～3日間	～1週間	～2週間	～1か月	～3か月
Aマンホールトイレ					
B組立トイレ(便槽型)					
B仮設トイレ(便槽型)					
B車載トイレ					
C携帯トイレ					
C簡易トイレ					
C自己処理型トイレ					

(日本トイレ研究所(2014)「災害時トイレ衛生管理講習会テキスト」を参考に作成)

(注1) 前提上記の前提条件として、下水道が使用できるか、貯留型のマンホールトイレがある条件下で、仮設トイレが2週間後に到着することを想定。

(注2) ■■■ は主な対応期間。■■■ は補助的な位置づけ。

(注3) 携帯トイレは備蓄個数及び保管・回収能力によっては3日を超えて主力となりうる。車載トイレは数が少なく、簡易トイレ及び自己処理型トイレは価格が比較的高いため、上表では補助的な位置づけとしている。

(注4) 組立トイレ(便槽型)は、「固液分離方式」だと、便槽の限界までの回数は飛躍的に増加する。

(3) その他

- ・上記の他、衛生用品(トイレットペーパー、手指消毒剤その他の避難者の身体を清潔に保つ物品、トイレ清掃に係る物品)を用意しておく必要がある。
- ・災害用トイレの備蓄を行う自治体が混乱をきたさぬよう、今後、災害時のトイレに関してガイドライン等の検討が期待される。

[参考文献]

- 震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究会((財)日本消防設備安全センター)(1997)「震災時のトイレ対策—あり方とマニュアル—」
- 日本トイレ研究所(2014)「災害時トイレ衛生管理講習会テキスト」
- 日本トイレ研究所(2013)「東日本大震災 3.11 のトイレ」
(<http://www.toilet.or.jp/toilet-guide/>)
- 兵庫県 避難所等におけるトイレ対策検討会(2014)「避難所等におけるトイレ対策の手引き」
- 中央防災会議幹事会(2015)「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」